
平成26年第2回大和町議会定例会会議録

平成26年3月4日（火曜日）

応招議員（18名）

1番	今野善行君	10番	伊藤勝君
2番	浅野俊彦君	11番	平渡高志君
3番	千坂裕春君	12番	堀籠英雄君
4番	渡辺良雄君	13番	高平聡雄君
5番	松浦隆夫君	14番	馬場久雄君
6番	門間浩宇君	15番	中川久男君
7番	槻田雅之君	16番	大崎勝治君
8番	藤巻博史君	17番	堀籠日出子君
9番	松川利充君	18番	大須賀啓君

出席議員（18名）

1番	今野善行君	10番	伊藤勝君
2番	浅野俊彦君	11番	平渡高志君
3番	千坂裕春君	12番	堀籠英雄君
4番	渡辺良雄君	13番	高平聡雄君
5番	松浦隆夫君	14番	馬場久雄君
6番	門間浩宇君	15番	中川久男君
7番	槻田雅之君	16番	大崎勝治君
8番	藤巻博史君	17番	堀籠日出子君
9番	松川利充君	18番	大須賀啓君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	浅野元君	保健福祉課長	三浦伸博君
副町長	遠藤幸則君	産業振興課長	浅井茂君
教育長	上野忠弘君	都市建設課長	大畑憲治君
代表監査委員	渡邊仁君	上下水道課長	堀籠清君
総務課長	伊藤眞也君	会計管理者 兼会計課長	藤原敏明君
まちづくり 政策課長	千葉恵右君	教育総務課長	菅原敏彦君
財政課長	八島勇幸君	生涯学習課長	石川誠君
税務課長	千葉良紀君	総務課 危機対策室長	瀬戸正志君
町民生活課長	長谷勝君	税務課 徴収対策室長	千葉喜一君
子育て支援 課長	高橋正春君	産業振興課 農林振興 対策官	石垣敏行君

事務局出席者

議会事務局長	浅野喜高	主事	曾根秀子
議事班長	千坂俊範		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前9時58分 開 議

議 長 (大須賀 啓君)

皆さん、おはようございます。

少し早いんでありますが、おそろいでありますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番松浦隆夫君及び6番門間浩宇君を指名します。

日程第 2「議案第21号 平成26年度大和町一般会計予算」

日程第 3「議案第22号 平成26年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計予算」

日程第 4「議案第23号 平成26年度大和町介護保険事業勘定特別会計予算」

日程第 5「議案第24号 平成26年度大和町宮床財産区特別会計予算」

日程第 6「議案第25号 平成26年度大和町吉田財産区特別会計予算」

日程第 7「議案第26号 平成26年度大和町落合財産区特別会計予算」

日程第 8「議案第27号 平成26年度大和町奨学事業特別会計予算」

日程第 9「議案第28号 平成26年度大和町後期高齢者医療特別会計予算」

日程第10「議案第29号 平成26年度大和町下水道事業特別会計予算」

日程第11「議案第30号 平成26年度大和町農業集落排水事業特別会計予算」

日程第12「議案第31号 平成26年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計予算」

日程第13「議案第32号 平成26年度大和町水道事業会計予算」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第2、議案第21号 平成26年度大和町一般会計予算から日程第13、議案第32号 平成26年度大和町水道事業会計予算までを一括議題とします。

前日に引き続き、朗読を省略して、提出者の説明を求めます。

教育総務課長菅原敏彦君。

教育総務課長 （菅原敏彦君）

皆様、おはようございます。

それでは、お手元の資料でございます。平成26年度各種会計予算及び予算に関する説明書の73ページをお開きいただきたいと思います。

それでは、9款教育費についてご説明申し上げます。

1項1目教育委員会費につきましては、教育委員会の運営に係ります経費の計上でございます。

1節報酬並びに9節旅費につきましては、教育委員4名に対します報酬及び費用の弁償でございます。

10節交際費につきましては、教育長交際費でございます。

11節につきましては、事務用消耗品及びコピー代、お茶代等でございます。

12節役務費につきましては、広告代でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、有料道路通行料等でございます。

続いて、74ページをお願いいたします。

19節負担金補助及び交付金につきましては、負担金といたしまして仙台管内教育委員会協議会ほか1団体に対するものでございます。

続きまして、2目事務局費につきましては、教育委員会事務局の運営、就学事務、教職員研修、教育相談及び学校ICT環境整備と確かな学びプロジェクト事業に要します経費の計上でございます。

1節報酬につきましては、心身障害児就学指導審議会委員の報酬で、年3回の開催等を予定するものでございます。

7節賃金につきましては、嘱託員であります教育相談員2名を大和中学校、宮床中学校にそれぞれ配置するものでございます。相談補助員につきましては、緊急雇用創出事業といたしまして、児童学習支援員8名の各小学校への配置のほか、メンタルケア相談員4名につきましては、被災地からの転校生がおります吉岡小学校、鶴巣小学校、

小野小学校の3校に対し、あわせて大和中学校1校に対し配置をいたすものでございます。そして、被災児童生徒の見守り等を行う事業でございます。

8節報償費、うち報償金につきましては、教職員の各種研修会及び保護者を対象とします教育講演会に係ります講師謝金、さらにはサマースクール等のボランティアに対します謝礼金、また賞賜金につきましては教育論文応募者に対するものでございます。

9節旅費、うち費用弁償につきましては、心身障害児就学指導審議会委員14名に対するもの、普通旅費は教育長に係ります各種会議出席時の旅費でございます。

11節需用費、うち消耗品につきましては、児童生徒の家庭学習の習慣化を図るなどの目的によります全員に配布いたします家庭学習の手引代及び確かな学びプロジェクトに係ります標準学力調査に要します経費の計上でございます。また、印刷製本費につきましては、町の学校教育について紹介をいたします冊子「大和町の学校教育」などの印刷代であります。

次のページをお願いいたします。

修繕料につきましては、公用自動車車検時の修繕代でございます。

12節役務費につきましては、通信切手代、ファクス代等でございます。手数料につきましては、児童検査器具の点検検査料でございます。自動車損害保険料につきましては、公用車の保険料でございます。保険料につきましては、陸上記録会時の傷害保険料でございます。

14節使用料及び賃借料、うち機械借上料につきましては、教育用パソコン等賃借料でございます。車借上料につきましては、分校児童の輸送及び特別支援学級の移動学習時における車借上料の計上でございます。

19節負担金補助及び交付金、うち負担金につきましては、黒川けやき教室を運営しております黒川地域行政事務組合に対します負担金、ほか6団体に対します負担金でございます。

次に、補助金につきましては、健やかな子どもをはぐくむ町民会議に対します補助でございます。

25節積立金につきましては、学校校舎建設基金、学校教育振興基金にそれぞれ利子相当分の積み立てを行うものでございます。

27節公課費につきましては、公用自動車車検時におきます重量税でございます。

次に、2項小学校費1目学校管理費につきましては、小学校6校、分校1校の施設維持管理及び児童、教職員の健康診断、学校管理用の備品等の購入に要します経費の

計上でございます。

1 節報酬につきましては、学校医14名、薬剤師 5 名に対します報酬でございます。

7 節賃金につきましては、事務補助員及び各小学校の環境整備の作業員、体育館巡視員 6 名及びプール監視員 8 名分等の賃金代でございます。

8 節報償費の賞賜金につきましては、運動会賞品及び卒業記念品代に要します経費の計上でございます。

11 節需用費の主なものとしましては、小学校 6 校、分校 1 校で必要とします消耗品及び小学校施設維持管理に要します燃料費。

続いて、76 ページのほうお願いいたします。

及び光熱水費等の計上でございます。修繕料につきましては、施設備品等の修繕代でございます。

12 節役務費につきましては、電話使用料、プール水検査料、火災保険料、施設賠償保険等の経費について計上してございます。

13 節委託料につきましては、児童及び教職員の循環器検診等の健康診断、学校業務員の業務委託及び学校警備の業務委託料等でございます。

14 節使用料及び賃借料の主なものとしましては、車借上料につきましては陸上記録会、学校間交流事業等の児童輸送に係る費用でございます。

18 節備品購入につきましては、小学校 6 校に係ります学校用管理用備品の購入に要します経費の計上でございます。

19 節負担金補助及び交付金につきましては、日本スポーツ振興センター災害共済といたしまして、学校管理下におけます児童の災害共済負担金及びほか 5 件の各種協議会等への負担でございます。

次に、2 目教育振興費でございます。

教育振興費につきましては、教材備品の整備、魅力ある学校図書館づくり、「たいわっ子」芸術文化推進事業、学校・地域共学推進事業に係ります経費の計上でございます。

7 節賃金につきましては、緊急雇用創出事業補助金を充当しての学級支援員 7 名、学校図書支援員 6 名の配置に要します経費についての計上でございます。

8 節報償費につきましては、県の委託事業として実施いたしておりますスクールソーシャルワーカー 1 名の配置に要します謝礼金でございます。

続いて、77 ページをお願いいたします。

11 節需用費につきましては、先生用の消耗品と教材の消耗品代等でございます。修

繕料につきましては、パソコン等の修繕料でございます。

12節役務費につきましては、小学校におけます不要試薬の廃棄に係ります手数料等でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、「たいわっ子」芸術文化鑑賞の児童輸送のための車借上料でございます。

18節備品購入費につきましては、一般教材備品及び学校図書の購入に要します経費についての計上でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、4キロメートル以上の遠距離通学児童の保護者に対して交付するもの及び学校・地域共学推進事業として各学校に交付をいたすものでございます。

20節扶助費につきましては、要保護児童及び準要保護児童並びに特別支援学級児童に対します学用品や給食費等の扶助費でございます。

3目施設整備費につきましては、小学校施設の維持管理に要します経費の計上でございます。

11節需用費の主なものにつきましては、修繕料といたしまして小破修繕料を計上いたしておるものでございます。

12節役務費につきましては、小学校におけます不要物品等の廃棄に伴います処理手数料でございます。

13節委託料につきましては、FF暖房機、自家用電気工作物、消防設備等の保守点検等の業務委託料の計上でございます。

15節工事請負費につきましては、便器を和式から洋式化にするための修繕工事に要します経費を計上してございます。今年度74基を予定してございます。内訳ですが、宮床小学校につきましては分校含みまして12基、鶴巣小学校13基、吉岡小学校38基、落合小学校11基を予定するものでございます。また、鶴巣小学校のり面復旧工事、あわせて吉岡小学校西側昇降口の配水塔の整備工事に要します経費の計上でございます。

次に、4目小学校建設費につきましては、小野小学校の児童数増加に伴います校舎増築工事等に要します経費についての計上でございます。

12節役務費につきましては、小学校校舎増築工事に係ります建築確認に要します経費でございます。

13節委託料につきましては、施工管理業務委託に要します経費でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、仮設校舎2教室分の賃貸借に要します経費でございます。

15節工事請負費につきましては、小野小学校校舎増築工事、内容ですが、普通教室8教室、少人数教室3教室、特別教室1教室、計12教室に要します経費を計上してございます。あわせまして、増築面積でございますが、増築面積は1,225.5平米、それにあわせて既存校舎の改修分が必要ですので、この分が185平米、合わせまして1,410.5平米を予定するものでございます。

次に、3項中学校費1目学校管理費につきましては、中学校2校の維持管理及び生徒、教職員の健康診断、学校管理用の備品等の購入に要します経費の計上でございます。

1節報酬につきましては、学校医7名、薬剤師2名の報酬分でございます。

続いて、78ページをお開きいただきたいと思います。

7節賃金につきましては、事務補助員及び各中学校の環境整備の作業員、体育館巡視員2名等の賃金でございます。

8節報償費、うち賞賜金につきましては、運動会の賞品及び卒業生への記念品代等でございます。

9節旅費につきましては、職員旅費でございます。

11節需用費の主なものとしましては、一般消耗品、中学校の施設維持管理に要します燃料費及び光熱水費等の計上でございます。修繕料につきましては、施設備品等の修繕代でございます。

12節役務費につきましては、電話料、各種検査手数料及び火災保険料、賠償保険等の経費についての計上分でございます。

13節委託料につきましては、生徒、教職員の循環器検診等の健康診断、学校業務員2名の業務委託、スクールバス運行の業務委託料でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、主なものとしましてスクールバスの転回場に係ります土地借上料及び中体連、駅伝大会等の生徒輸送に係ります車借上料でございます。

18節備品購入費につきましては、生徒用机、椅子等の学校用備品の整備に要します経費の計上でございます。

続いて、79ページをお願いいたします。

19節負担金補助及び交付金につきましては、負担金としまして黒川地区防火管理協議会ほか各種協議会等への負担金及び日本スポーツ振興センター災害共済として学校管理下におけます生徒の災害共済負担金の計上でございます。

次に、2目教育振興費につきましては、教材備品の整備に要します経費並びに魅力

ある学校図書館づくり、外国語指導助手の招致及び「たいわっ子」芸術文化推進、学校・地域共学推進等に係ります経費の計上でございます。

7節賃金につきましては、緊急雇用創出事業に係ります学級支援員2名を大和中学校、宮床中学校へ配置するもの及び図書支援員2名の配置に要します賃金の計上でございます。

11節需用費の主なものとしましては、先生用の消耗品と教材の消耗品代等でございます。修繕料につきましては、パソコンなどの修繕料でございます。

12節役務費につきましては、電話料及び不要試薬廃棄に係ります処分手数料でございます。

13節委託料につきましては、民間外国語指導助手3名分の業務委託に要します経費の計上でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、「たいわっ子」芸術文化鑑賞の生徒輸送のための車借上料でございます。

18節備品購入費につきましては、一般教材備品及び学校図書の購入に要します経費についての計上でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、交付金といたしまして学校・地域共学推進事業として各学校へ交付を行うものでございます。

20節扶助費につきましては、要保護生徒及び準要保護生徒に対します援助費及び特別支援学級生徒に対します学校学用品や給食費等の扶助費でございます。

次の80ページをお願いいたします。

次に、3目施設整備費につきましては、中学校2校の施設維持管理に要します経費の計上でございます。

11節需用費の主なものにつきましては、学校校庭用敷き砂代などの消耗品及び修繕料としては教室用網戸設置及び照明器具修繕、そして小破修繕料等でございます。

12節役務費につきましては、中学校におけます不要物品等の廃棄に伴います処理手数料でございます。

13節委託料につきましては、FF暖房機、小荷物専用昇降機、ダムウェーターでございます。そのほか自家用電気工作物、消防設備等の保守点検業務等の委託料でございます。

15節工事請負費につきましては、大和中学校パソコン教室空調交換工事及び宮床中学校高架水槽架台塗装塗りかえ工事等に要します経費の計上でございます。

以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

生涯学習課長石川 誠君。

生涯学習課長（石川 誠君）

続きまして、4項社会教育費1目社会教育総務費につきましてご説明を申し上げます。

1目の主な事業でございますが、生涯学習推進のための生涯学習まつりの開催を中心に、家庭教育、青少年教育、成人教育、そして社会教育施設の管理を行うものでございます。

1節の報酬につきましては、社会教育委員会議委員の報酬でございます。

8節の報償費につきましては、生涯学習まつりパネラー謝金、子育て講座等研修費用弁償、青少年教育における指導者、講師等の報償金並びに協働教育推進協議会本部事業に伴う謝金、そして原阿佐緒賞の選考委員への謝礼でございます。

9節の旅費につきましては、社会教育委員の費用弁償、放課後子ども教室指導者研修会出席に伴う普通旅費、そして特別旅費につきましては親子ふれあいキャンプ、たいわつ子夢航路、たいわつ子未来塾、ジュニアリーダー育成事業の研修旅費、原阿佐緒賞の選考委員等の旅費でございます。

81ページに移ります。

11節の需用費につきましては、各種教室の消耗品が主なものでございます。印刷製本費につきましては、生涯学習カレンダー、まほろば大学のチラシ、各種教室の資料の活動記録の印刷代でございます。修繕料につきましては、公用車の修繕料でございます。

12節の役務費につきましては、社会教育委員会議、まほろば大学各講座の案内、スポーツ教室、幼児学級、家庭教育サポートチーム等の通信費でございます。広告料といたしまして、原阿佐緒賞の短歌募集におきまして短歌専門の全国月刊誌「短歌」に掲載いたします広告料でございます。火災保険料につきましては、原阿佐緒記念館、宝蔵、民俗談話室等ほか3施設の火災保険料でございます。自動車損害保険料につきましては、公用車の損害保険料でございます。保険料につきましては、まほろば大学フィットネス教室、子育てサポーター等傷害保険でございます。

13節の委託料につきましては、原阿佐緒記念館ほか3施設に係ります指定管理委託料、吉岡東官衙遺跡公園の管理委託料、民俗談話室巡視清掃委託料でございます。

14節の使用料、賃借料でございますが、民俗談話室敷地の土地借り上げ、協働教育での農作業用の機械借り上げ、それから親子ふれあいキャンプ、子育て講座の自然体験、未来塾での車借上料、そして親子ふれあいキャンプでの有料道路通行料でございます。

19節の負担金補助及び交付金につきましては、黒川地域行政事務組合、郡の町村社会教育委員連絡協議会、県の青少年劇場小公演開催地負担金でございます。補助金につきましては、PTA連合会、ジュニアリーダー連絡協議会、子ども会育成連合会への補助金でございます。

続きまして、2目の公民館費でございますが、公民館の運営費用であります総務費のほか、青少年、成人、女性、高齢者までの教育事業、そして町民文化祭等の芸術文化推進事業、図書室運営事業の経費でございます。

82ページに移ります。

1節の報酬につきましては、公民館分館長及び嘱託公民館長の報酬でございます。

7節の賃金につきましては、図書室のパート職員4名いるんですが、4名分の賃金でございます。

8節の報償費でございますが、奨励金としまして分館長研修会、ふるさと体感隊、食彩料理教室、オープンアトリエ、輝いてみま専科、お達者倶楽部、サツキ展の講習会の講師謝金、書き初め大会の審査員の謝礼でございます。賞賜金につきましては、成人式、書き初め大会、町民文化祭、サツキ展示会等の記念品でございます。

9節の旅費でございますが、分館長会議の費用弁償でございます。

11節の需用費の主なものにつきましては、一般事務消耗品のほか、各教室と講座の材料費、資料の印刷代でございます。

12節の役務費につきましては、電話料、通信用のはがき代でございます。保険料につきましては、公民館の総合補償保険料でございます。

14節の使用料、賃借料につきましては、図書管理システムソフトリース代、それから各講座の移動研修のバス借上料が主なものでございます。

18節の備品購入費につきましては、図書室の蔵書用のラック購入代でございます。

続きまして、83ページに移ります。

19節の負担金につきましては、県公民館連絡協議会、郡公民館連合会、県の青年体育祭、県の青年文化祭に対する負担金でございます。補助金につきましては、連合青年団、婦人会連絡協議会、文化協会への補助金でございます。

次に、3目文化財保護費でございます。文化財保護普及と文化財の調査事業を行っ

ております。

1 節の報酬につきましては、文化財保護委員の 5 名の報酬でございます。

7 節の賃金につきましては、事務補助員、作業員、嘱託員の賃金でございます。

8 節の報償費につきましては、郷土史講座と文化財めぐりの講師の謝礼でございます。

9 節の旅費につきましては、文化財保護委員に係る費用弁償でございます。

11 節の需用費につきましては、郷土史講座及び文化財めぐりの際の消耗品でございます。修繕料につきましては、小破修繕と文化財標柱の修繕料、4 カ所ございますが、その修繕料でございます。

12 節の役務費につきましては、遺跡調査携帯電話使用料及び郷土史講座並びに文化財めぐりなどの案内用のはがき代でございます。

14 節の使用料及び賃借料につきましては、発掘調査に係るバックホー、ダンプカー等の重機の借上料並びに郷土史講座、文化財めぐりのバス借上料でございます。

19 節の負担金補助及び交付金でございますが、全国民俗芸能保存振興市町村連盟への負担金及び町内の文化財等保存会、9 団体でございますが、それに対する補助金でございます。

23 節の償還金利子及び割引料につきましては、文化財保護に係る経由事務交付金に伴う返還金でございます。

続きまして、84 ページに移ります。

4 目まほろばホール管理費でございます。

1 節の報酬につきましては、まほろばホール運営委員会委員の報酬でございます。

7 節の賃金につきましては、窓口業務員補助員 2 名おりますが、その賃金でございます。

9 節の旅費につきましては、まほろばホール運営委員会委員の費用弁償でございます。

11 節の需用費につきましては、消耗品、燃料、それから電気料、上下水道料の光熱水費、そして小破修繕料でございます。

12 節の役務費につきましては、電話料、郵便料などの通信運搬費と建物の火災保険料が主なものでございます。

13 節の委託料につきましては、電気、機械、舞台、清掃ほか設備保守点検業務委託料でございます。

14 節の使用料及び賃借料につきましては、電話システムリース、テレビ聴取料でござ

ございます。

15節の工事請負費につきましては、舞台音響アンプ入れかえ工事費でございます。

18節の備品購入につきましては、小ホール用でございますが、ワイヤレスシステムを購入するものでございます。

19節の負担金につきましては、危険物安全協議会、防火管理協議会、公立文化施設協議会への負担金でございます。補助金につきましては、町の文化振興協会への補助金となっております。

27節公課費につきましては、公用車の重量税でございます。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

教育総務課長菅原敏彦君。

教育総務課長 （菅原敏彦君）

それでは、引き続き85ページのほう、お願いいたします。

次に、5目教育ふれあいセンター管理費につきましては、吉田、鶴巣、落合の各教育ふれあいセンターの管理運営に係ります経費について計上いたしてございます。

7節賃金につきましては、体育館巡視員3名等の賃金でございます。

11節需用費の主なものといたしましては、清掃用消耗品のほか施設の電気、水道料等でございます。修繕料につきましては、小破修繕料等でございます。

12節役務費につきましては、教育ふれあいセンターの飲料水検査及び火災保険料、賠償保険でございます。

13節委託料につきましては、教育ふれあいセンター管理の業務員の業務委託3名分、校庭管理の業務委託、設備の保守点検及び施設の警備委託業務に係るものでございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、テレビ受信料、清掃用具借り上げ代でございます。

15節工事請負費につきましては、鶴巣教育ふれあいセンターに係ります北側屋根塗装塗りかえ補修修繕を予定するものでございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、黒川防火管理協議会への負担金でございます。

次に、6目森の学び舎活動費につきましては、森の学び舎施設の管理運営に要しま

す経費について計上いたしてございます。

11節需用費の主なものといたしましては、清掃用消耗品のほか施設の電気、水道料等でございます。

12節役務費につきましては、森の学び舎の火災保険料等でございます。

13節委託料につきましては、森の学び舎の施設の清掃及び管理の委託料の計上でございます。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

生涯学習課長石川 誠君。

生涯学習課長 （石川 誠君）

続きまして、5項保健体育費1目保健体育総務費について説明を申し上げます。スポーツ推進委員会、スポーツ賞顕彰及びスポーツ支援奨励、各種スポーツ教室及び大会の開催、武道館の管理を行っております。

86ページに移ります。

1節の報酬につきましては、スポーツ推進委員会委員5名おります。その報酬並びにスポーツ推進委員15名の報酬でございます。

8節の報償費につきましては、各種教室に係る講師謝金、全国大会へ出場の際に交付いたしますスポーツ支援奨励金でございます。

9節の旅費につきましては、スポーツ推進審議会委員5名分の費用弁償並びにスポーツ推進委員15名分の研修旅費、そして研修会の特別旅費となっております。

11節の需用費につきましては、一般事務用品、各種教室ですとか大会の消耗品、マラソン大会の賄い材料代でございます。武道館の光熱水費、小破修繕料でございます。

12節の役務費につきましては、各種大会ですとか教室関連での費用と傷害保険料、武道館の火災保険料が主なるものでございます。

13節の委託料につきましては、指定管理者制度導入を目指しまして事務推進を図る予定にしておりますが、移行に伴う準備委託業務費でございます。

14節の使用料及び賃借料につきましては、宮城ヘルシー仙台管内大会参加者の車借上料及び清掃用具の借上料でございます。

19節の負担金補助及び交付金につきましては、県のスポーツ推進委員協議会への負担金及び体育協会、スポーツ少年団への補助金でございます。

87ページに移ります。

次に、2目の体育センター管理費でございます。

11節の需用費につきましては、消耗品費ほか電気、水道料の光熱水費及び小破修繕料でございます。

12節の役務費につきましては、火災保険料等でございます。

13節の委託料につきましては、消防設備と電気設備の保守点検に伴う委託料でございます。

14節の使用料及び賃借料につきましては、清掃用具借上料でございます。

3目の広場管理費でございます。宮床、玉ヶ池、鶴巣山田、北目、三ヶ内レクリエーション広場5カ所分の管理運営を行うものでございます。

11節の需用費につきましては、運動広場の敷き砂代ですとか、電気、水道料の光熱水費及び修繕料でございます。

12節の役務費につきましては、水道の開栓手数料4カ所分でございます。

13節の委託料につきましては、各広場の維持管理を各地区に引き続き委託するものでございます。

4目の総合運動公園管理費につきましては、総合体育館、陸上競技場、テニスコート及び多目的広場の管理運営に要します費用でございます。

7節の賃金につきましては、嘱託員5名分の賃金でございます。

11節の需用費につきましては、管理事務用消耗品のほか電気料及び水道料の光熱水費、燃料費につきましてはボイラー用の重油代、暖房用灯油代、また修繕料につきましては非常用発電用燃料ポンプ、同じく非常用の発電機の水漏れ修繕、油圧式バスケットボールゴール用の修繕が主な修繕でございます。

12節の役務費につきましては、電話代及び火災保険料、機械類の任意保険料でございます。

88ページに移ります。

13節の委託料につきましては、屋内分といたしまして電気工作物の保安管理、夜間等の警備、清掃業務、体育館の総合管理、地域振興公社への除草等業務の委託料等でございます。

14節の使用料及び賃借料につきましては、券売機及び印刷機のリース料及びテレビの聴取料でございます。

18節の備品購入費につきましては、卓球用の得点板、バレーボール用のネットなどを購入するものでございます。

19節の負担金補助及び交付金につきましては、黒川地区危険物安全協会及び黒川地区防火管理協議会の負担金でございます。

27節につきましては、公用車の重量税でございます。

次に、5目のダイナヒルズ公園管理費でございます。仙台北部中核工業団地内の野球場、テニスコート及びサッカー場、多目的広場の管理費でございます。

11節の需用費につきましては、消耗品代のほか小破修繕料でございます。

12節の役務費につきましては、火災保険料でございます。

13節の委託料につきましては、芝生の管理、植栽、除草等の施設管理業務委託と電気設備の保守点検委託料でございます。

14節の使用料及び賃借料につきましては、整備用スポーツトラクター用搬送用のトラックリース代でございます。

次に、6目の自転車競技の場管理費でございます。宮城県スポーツ振興財団より管理運営の委託を受けまして、施設の維持管理をするものでございます。

7節の賃金につきましては、嘱託員の賃金でございます。

11節の需用費につきましては、一般管理用消耗品のほか電気料及び水道料並びに小破修繕料が主なものでございます。

12節の役務費につきましては、電話代でございます。

13節の委託料につきましては、電気設備、浄化槽清掃、空調設備管理、夜間警備業務の委託料でございます。

14節の使用料及び賃借料につきましては、テレビの聴取料でございます。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

教育総務課長菅原敏彦君。

教育総務課長 （菅原敏彦君）

続きまして、89ページのほう、お願いいたします。

次に、7目学校給食センター費につきましては、学校給食センターの管理運営及び学校給食の提供に要します経費の計上分でございます。

1節報酬並びに9節旅費につきましては、学校給食運営審議会委員12名分の会議開催等に伴います委員の報酬及び費用弁償でございます。

7節賃金につきましては、給食センターの業務員1名分の賃金でございます。

11節需用費の主なものにつきましては、消耗品といたしまして給食用食器の更新のための購入費用、給食センターの施設運営に要します燃料、光熱水費及び施設整備、厨房機器の修繕費及び児童生徒、教職員に係ります学校給食の賄い材料で、小学校が平成26年度、180回分、中学校が175回分を予定するものでございます。

12節役務費につきましては、電話料、給食センター及び学校職員の検便手数料、学校給食費の振替手数料等でございます。

13節委託料につきましては、学校給食調理業務委託料及び給食センターの施設設備の維持点検管理等の委託料でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、印刷機並びに清掃用用具の借りに要しますリース代等でございます。

15節工事請負費につきましては、給食センター施設におけます小型貫流蒸気ボイラー一設備の入れかえ工事に要します経費の計上分でございます。

18節備品購入につきましては、補充用食缶及び学校用運搬車、配膳台の購入に要します経費の計上でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、全国学校栄養士協議会県支部等への負担金等でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

財政課長八島勇幸君。

財政課長 (八島勇幸君)

続きまして、10款1項1目農業用施設災害復旧事業費でございますけれども、こちらのほうにつきましては科目設定でございます。

同じく、10款2項1目道路橋りょう災害復旧費、こちらのほうにつきましても公共土木関係の科目設定となっているものでございます。

続きまして、11款公債費につきましては、現在のところ一般会計で68億6,400万円と推測されております町債残高でございますけれども、12機関から借り入れをいたしておりまして、平成26年度の元金償還並びに利子償還の見込み額を計上しているものでございます。前年度に比較いたしまして、元利合わせまして約6,200万円余りの減となっているところでございます。

12款予備費につきましては、地方自治法217条の規定によりまして、例年どおり金

額につきましては1,000万円と計上させていただこうとするものでございます。

一般会計につきましては以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

それでは、特別会計のほうに移らせていただきます。

説明書、104ページをごらんください。

議案第22号であります。平成26年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計の予算でございます。

平成26年度大和町の国民健康保険事業勘定特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算でございます。

第1条歳入歳出予算の総額は、それぞれ23億766万3,000円と定める。

2項としまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

一時借入金でございます。

第2条地方自治法第235条の3第2項の規定により一時借入金の借り入れの最高額は、5,000万円と定めるものでございます。

説明資料の111ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税、2目退職被保険者等国民健康保険税につきましては、平成25年度の課税状況をもとに所得状況と保険者数及び低所得者層に対する軽減措置を考慮し予算措置をしたものでございます。

112ページをお願いいたします。

2款1項1目督促手数料につきましては、科目設定でございます。

3款国庫支出金につきましては、医療費に要する国庫負担金、高額医療に要する国庫負担金並びに特定健診に要する国庫負担金でございます。

1項1目療養給付費等国庫負担金は、町の医療実績に基づき32%の定率で交付される負担金であります。

2目高額療養費共同事業負担金は、高額療養実績に基づき市町村の拠出により共同

事業として国保連合会の調整によりまして交付されるものでございます。

3目特定健康診査等負担金は、国から3分の1の負担を見込んでいるものでございます。

2項国庫補助金につきましては、国からの補助金、交付金でありまして、国保財政安定調整のための交付金でございます。

1目財政調整交付金につきましては、普通・特別財政調整交付金で市町村の医療実績及び税の収納率などに基づいて交付されるものでございます。

113ページをお願いいたします。

4款1項1目療養給付費交付金につきましては、退職者医療に要する交付金で、退職者の医療実績に基づき支払基金から交付されるものでございます。

5款1項1目前期高齢者交付金につきましては、65歳から74歳までの前期高齢者相当分の交付金で、医療実績に基づき支払基金のほうから交付されるものでございます。

6款1項1目高額医療費共同事業負担金につきましては、国庫負担金同様の高額療養費として交付されるものでございます。

2目特定健康診査等負担金につきましては、特定健診に充当するための負担金でございます。

2項1目調整交付金につきましては、療養給付に対する調整交付金として6%相当額が交付されるものでございます。

2目民生費県補助金につきましては、乳幼児医療事務への補助金でございます。

114ページをお願いいたします。

7款1項共同事業交付金につきましては、高額な医療費に対応するため国保連合会から交付される交付金であります。

1目高額医療費共同事業交付金は、月額80万円を超える額の59%が交付されるものでございます。

2目保険財政共同安定化事業交付金は、月額30万円を超え80万円までの部分の合算額の59%が交付されるものでございます。

8款1項財産運用収入につきましては、国保の基金利子でございます。

9款1項他会計繰入金につきましては、一般会計からの繰入金であり、それぞれの節のとおり法定ルール内での繰入金でございます。

115ページをお願いいたします。

2項基金繰入金につきましては、科目設定でございます。

10款繰越金につきましては、平成25年度からの繰り越し予定額であり科目設定でござ

ざいます。

以下、11款につきましては全て科目設定でございます。

続きまして、歳出、117ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費は、国保会計運営に要する事務経費でございます。

11節需用費は、国保保険証、高齢受給者証、これらの印刷代等でございます。

12節役務費は、保険証の郵送代等でございます。

13節委託料は、国保連合会へのレセプト点検委託料でございます。

2目団体負担金は、国保連合会への町村割負担金等でございます。

118ページをお願いいたします。

1款2項1目賦課徴収費は、国税の賦課徴収に要する経費でございます。

3項1目運営協議会費は、国保運営協議会費に要する事務経費でございます。

1節報酬は、9名の委員の報酬でございます。

9節旅費は費用弁償等でございます。

4項1目趣旨普及費は、国保制度のチラシ等の経費でございます。

119ページをお願いいたします。

2款1項療養諸費1目から4目までは、それぞれ医療費の公費負担分7割相当額で国保連合会への負担金となるものでございます。

5目審査手数料は、国保連合会への医療費の審査手数料でございます。

2項高額療養費は、1目から4目まで、それぞれ限度額を超える分に公費負担するものでございます。

120ページ、お願いいたします。

3項葬祭費、葬祭費用であり、1人5万円のものでございます。

4項出産育児諸費は、出産育児一時金であります。1人42万円でございます。

5項移送費は、病院間の移送に係る車代でございます。

121ページをお願いいたします。

3款1項後期高齢者支援金等は、法律に基づいて町から社会保険診療報酬支払基金へ支払う負担金でございます。

4款と5款につきましても3款同様に法律に基づく負担金であり、社会保険診療報酬支払基金へそれぞれの目的により支払う負担金であります。加入者数、医療費実績により支払基金から市町村へ負担、分配されるものでございます。

6款共同事業拠出金は、国保連合会への拠出金であり、各町村が医療実績に応じて支払う、負担するものでございます。

122ページ、お願いいたします。

7款1項特定健康診査等事業費は特定健診に要する経費で、13節は健康機関へ業務委託するものでございます。

7款2項保健事業につきましては、7節賃金は健康診査結果説明会の看護師等の賃金でございます。

8節報償費は、健康づくりセミナー講習講師謝金等でございます。

28節繰出金は、一般会計で実施するがん検診への国保世帯相当分を拠出するものでございます。

123ページをお願いいたします。

8款1項基金積立は、基金利子相当分を積み立てするものでございます。

9款諸支出金1項償還金及び還付加算金は、税の還付金、医療費の返還金等であり、これまでの実績に応じた予算措置であります。科目設定の部分が大半でございます。

10款予備費でございます。これにつきましては、予備費ということになります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

保健福祉課長三浦伸博君。

保健福祉課長（三浦伸博君）

続きまして、説明書、128ページをお願いいたします。

議案第23号 平成26年度大和町介護保険事業勘定特別会計予算でございます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17億6,957万8,000円と定めるものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

第2条といたしまして、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、3,000万円と定めるものでございます。

134ページの事項別明細をお願いいたします。

まず、歳入でございます。

1款保険料1項1目第1号被保険者保険料につきましては、特別徴収保険料及び普通徴収保険料限度分の見込み額を計上いたしましたものでございます。

2 款使用料及び手数料につきましては、督促手数料の科目設定でございます。

2 項 1 目介護予防手数料につきましては、生活援助事業としましてホームヘルパー派遣をしたことによります利用者負担分でございます。

3 款国庫支出金 1 項 1 目介護保険給付費につきましては、介護給付費の20%相当分の法定負担分の現年度国庫負担金を見込んだものでございます。

次のページをお願いいたします。

2 項 1 目調整交付金につきましては、介護給付費の 5 %相当分の法定負担分の現年度分調整交付金を見込んだものでございます。

2 目、3 目につきましては、地域支援事業の介護予防事業分、包括的支援事業・任意事業分に係る交付金でございます。

4 款支払基金交付金 1 項 1 目介護給付費負担金につきましては、介護給付費の29%相当分の社会保険診療報酬支払基金より交付される交付金でございます。

5 款県支出金 1 項 1 目介護保険給付費につきましては、介護給付費の12.5%相当分の法定負担分の現年度県負担金を見込んだものでございます。

次に、5 款 3 項 1 目、2 目につきましては、地域支援事業に係る介護予防、包括的支援事業・任意事業に係る県補助金でございます。

6 款財産収入 1 項 1 目利子及び配当金につきましては、財政調整基金からの利子見込み額でございます。

7 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金につきましては、介護給付費の12.5%相当分の法定負担分、職員給与費等、地域支援事業に係る繰り入れでございます。

137ページ、7 款 2 項 1 目財政調整基金繰入金につきましては、財源調整によります繰り入れでございます。

8 款繰越金 1 項 1 目繰越金につきましては、前年度からの繰越金。

9 款諸収入につきましては、1 項及び2 項につきましては科目設定。

次のページの3 項 1 目から3 目までにつきましても科目の設定でございます。

4 目につきましては、介護予防プラン作成に係る宮城県国保連合会からの収入とグループホームすずらの土地貸付料、さらには配食サービス利用者負担金の収入等でございます。

次のページ、139ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款総務費 1 項 1 目一般管理費につきましては、介護保険事業運営に要する人件費、事務費、維持運営等費でございます。

11節需用費につきましては、物品購入、コピー代等でございます。

12節役務費につきましては、介護保険システムの機器の保守点検、さらにはグループホームすずらの火災保険料でございます。

14節につきましては、グループホームすずらんに係る土地の借上料でございます。

19節負担金につきましては、認知症の人と家族の会宮城県支部への負担金でございます。

25節積立金につきましては、介護保険財政調整基金へ積み立てを行うものでございます。

次のページ、2項1目賦課徴収費11節及び12節につきましては、介護保険料の賦課徴収に要する費用でございます。

3項1目認定調査等費の8節報償費につきましては認定調査員10名の報償、9節につきましては認定調査員の調査業務に係る費用弁償でございます。

11節は公用車2台分の燃料費、12節につきましては主治医意見書作成手数料、自動車損害保険料等、14節につきましては認定調査業務におけます駐車料金でございます。

19節負担金につきましては、介護認定審査会の運営経費といたしまして黒川地域行政事務組合への負担金でございます。

27節につきましては、車検時の自動車重量税でございます。

次のページをお願いいたします。

4項1目計画策定委員会費でございます。1節及び9節につきましては、介護保険運営委員会に要する委員報酬及び費用弁償等でございます。

11節需用費につきましては、第6期介護保険事業計画ダイジェスト版の印刷製本でございます。

13節委託料につきましては、平成27年度から平成29年度までの3カ年の第6期介護保険事業計画策定業務の委託料でございます。

2款保険給付費につきましては、それぞれの介護保険サービスの給付に要する費用でございます。

1項1目居宅介護サービス給付等費につきましては、訪問介護、通所介護、短期入所サービス等居宅介護と住宅改修、福祉用具購入に要する給付費でございます。

2目施設介護サービス給付等費は、特別養護老人ホームの介護老人福祉施設、老人保健施設の介護老人保険支出等に要する給付費でございます。

3目居宅介護サービス計画等費は、ケアプラン作成に伴います給付費でございます。

4目地域密着型介護サービス給付等費につきましては、地域密着型介護サービスと

してグループホームすずらん等の共同生活介護、認知症対応型通所介護に要する給付費でございます。

2項1目高額介護サービス等費につきましては、12節につきまして高額介護サービス費の通知及び支給処理手数料、19節につきましては高額介護サービス等の給付費でございます。

2目高額医療合算介護サービス費につきましては、医療保険と介護保険の負担額が高額になったときに限度額を超えた分について給付を行うものでございます。

3項1目及び2目につきましては、要介護認定で要支援1、2の方の介護予防サービスに係る給付費でございます。

4項1目特定入所者介護サービス費につきましては、施設サービスを利用した場合にかかわる食費、居住費の負担を軽くするために支給される介護給付費でございます。次のページをお願いいたします。

5項1目審査支払手数料12節役務費につきましては、介護給付費の審査手数料で宮城県国保連合会に支払うものでございます。

3款諸支出金1項1目23節につきましては、被保険者への還付金でございます。

4款地域支援事業費につきましては、要支援、要介護になる前の方々への介護予防の推進事業費でございます。

1項1目介護予防特定高齢者施策事業7節につきましては特定高齢者の実態把握のための賃金、11節につきましては事業に要する消耗品、13節委託料につきましては2次予防事業対象者把握事業、運動機能機能向上さらには口腔機能、認知機能向上の委託料でございます。

2目介護予防一般高齢者施策事業費につきましては、元気な高齢者を対象に介護予防普及啓発、地域介護予防活動支援事業に要する費用でございまして、7節につきましては健康貯金友の会事業への看護師の賃金、8節報償費につきましては生き生きサロン等への介護予防出前講座、健康貯金友の会事業等の講師への謝礼でございます。

11節につきましては、講座等に使用するパンフレット等、12節につきましては通信運搬費、13節につきましてはホームヘルパー派遣等によります生活援助事業に要する費用でございます。

2項1目介護予防ケアマネジメント事業につきましては、7節賃金につきましては社会福祉士の賃金、11節につきましては公用車の車検整備、維持管理でございます。

12節につきましては、地域包括支援センターのシステムの保守手数料、13節につきましては指定介護予防支援事業としてケアプラン作成等の委託料でございます。

14節につきましては地域包括支援センターシステム更新賃借料、27節につきましては車検時の自動車重量税でございます。

2目総合相談事業費につきましては、訪問相談、実態把握に要する看護師等の賃金でございます。

次のページをお願いいたします。

3目権利擁護事業費につきましては、高齢者虐待防止並びに成年後見人申し立て等に対応するための弁護士謝礼並びに印刷代金等でございます。

4目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費につきましては、介護支援専門員スタッフの研修等に要する費用でございます。

5目任意事業費8節報償費につきましては、お元気訪問員、安心コール事業協力員それぞれへの謝礼、12節につきましてはひとり暮らし高齢者等への安心コール機器取り付け及び取り外し手数料並びにボランティアスタッフ方への保険料等でございます。

13節につきましては、配食サービス事業、安心コールセンター業務委託料でございます。

14節につきましては、安心コール機器の借上料でございます。

5款につきましては、予備費を計上したものでございます。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午前11時04分 休 憩

午前11時15分 再 開

議 長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

財政課長八島勇幸君。

財政課長 (八島勇幸君)

それでは、説明書151ページをお願いしたいと思います。

議案第24号 平成26年度大和町宮床財産区特別会計予算でございます。

第1条につきましては歳入歳出予算でございますけれども、歳入歳出それぞれ3,790万4,000円と定めるものでございまして、その内訳につきましては第1表とするものでございます。

154ページをお願いしたいと思います。

まず、歳入でございますけれども、1款の財産貸付収入につきましては、宮床生産森林組合ほかへの貸し付けに伴います収入でございます。利子及び配当金でありますけれども、基金の管理に伴います利子の計上でございます。一般会計での運用部分と金融機関への積み立てによりまして、それぞれ計上いたしているものでございます。

1款2項1目不動産売払収入につきましては、大衡仙台線宮床工区用地といたしまして宮床四辻地内の土地1万6,639平方メートル余りの土地売り払い収入となっているものでございます。

2款1項基金繰入金につきましては、歳入歳出の差額部分につきましては調整のための基金からの繰入金として計上いたしているものでございます。

3款繰越金につきましては、科目の設定でございます。

4款1項森林総合研究所支出金につきましても科目の設定となっているものでございまして、以下全て科目設定であります。

156ページをお願いしたいと思います。

こちらにつきましては歳出でございますけれども、1款1項管理会費につきましては管理委員7名に要する費用の計上となっております。

2款1項総務管理費1目一般管理費につきましては、一般の事務管理費でございますけれども、7節賃金につきましては用務員1名の費用を計上しているものでございます。

8節報償費につきましては、管理委員の任期が平成27年5月18日までとなっておりますので、平成26年度中に推薦委員会を組織いたしまして、こういった対応の費用を見込んでいます。

11節需用費につきましては、事務所に关します灯油代、それから電気料等につきましての計上となっているものでございます。

12節役務費につきましては、通信用切手並びに電話代でございます。

24節出資金につきましては若干ご説明をさせていただきたいと思ひます。

こちらのほうにつきましては、(仮称)宮床地域振興公社設立に対します出資金となっているものでございます。宮床地区内におきましては、宮床生産森林組合、宮床

歴史の村保存会、七ツ森観光協会や宮床財産区管理会など各種団体がございまして、林業の振興を初めといたしまして地域振興の方策を模索しながら地域発展のため事業を展開してきた経過があったところでございます。しかし、こうした団体にありましては任意団体であったり、あるいは法人組織になりまして、その法人の法の定めにより地域振興のための事業展開につきましてはおのずと限界があったところでございます。こうしたことから、地域内では新しい法人組織による事業展開での地域振興方策のため株式会社組織での、仮称ではございますけれども宮床地域振興公社の設立をいたして事業展開を行おうとしたものでございます。（仮称）振興公社につきましては、先人が築いてまいりました七ツ森の自然や歴史的な観光資源など地域資源を活用し多様な事業展開を図るとともに、宮床地域の活性化、発展に貢献するとともに、地域住民の福祉の向上に寄与する目的で設立しようとするものであります。こうしたことから、宮床財産区、宮床生産森林組合、宮床各地区生産森林組合が出資者となり設立を行おうとするものでございます。

2目財産管理費でございますけれども、7節賃金につきましては直営部分林等の作業といたしましての作業道の刈り払いに要する経費でございます。

13節委託料につきましては、宮床地区山林全体の巡視といったことで宮床生産森林組合への委託経費の計上となっているものでございます。

19節負担金補助及び交付金でございますけれども、負担金につきましては町林業地域振興協議会ほか3団体への負担金でございます。

157ページ、補償金につきましては、先ほどの県への売り払い収入のうち地上権者でございます宮床生産森林組合への2分の1の交付部分となっているものでございます。

3目森林総合研究所分収造林管理費につきましては、9節旅費は毎年度事業内容等につきまして協議が行われますので、そちらへの出席経費でございます。

4目諸費につきましては、19節負担金でございますけれども、町の3財産区で構成いたしております財産区連絡協議会への負担金でございます。

28節繰出金につきましては、事務費繰り出しといたしまして183万5,000円、事業費につきましては405万7,000円となっているものでございます。

予備費につきましては、ここ近年で支出についてはございませんけれども、5万円というふうな形で措置をさせていただこうとするものでございます。

続きまして、159ページをお願いしたいと思います。

議案第25号 平成26年度大和町吉田財産区特別会計予算でございます。

第1条につきましては、歳入歳出731万円と定めるものでございまして、内訳につきましては第1表のとおりとするものでございます。

163ページをお願いしたいと思います。

まず、歳入でございますけれども、県支出金の県補助金でございますけれども、吉田財産区の壇ノ下地内でございます直営林につきまして、除間伐というふうなことで面積5.91ヘクタール分につきまして予定をいたしているものでございます。

2款1項財産運用収入1目貸付収入につきましては、吉田愛林公益会からの貸し付け収入を見込むものでございます。

2目利子及び配当金につきましては、基金残高等のことも考慮いたしまして1,000円の利子計上をお願いするものであります。

2項財産売払収入につきましては、科目設定を行ったものでございます。

3款1項基金繰入金につきましては、歳入歳出の差の部分につきまして基金からの繰り入れを予定するものでございます。

4款繰越金につきましては、科目の設定でございます。

164ページ、5款1項森林総合研究所支出金につきましては、研究所から交付される金額の計上でありますけれども、対象となりますものにつきましては壇ノ下地内の直営林除伐でございまして、17.71ヘクタールを実施するために要する費用の計上となっているものでございます。

2項、3項につきましては、それぞれ科目の設定を行ったものでございます。

続きまして、165ページをお願いしたいと思います。

歳出でありますけれども、1款1項管理会費につきましては管理委員7名の経費を計上いたしてございます。吉田財産区につきましては、3年前から日額の報酬というふうな形で節減を図ってございまして、今年度につきましては11日分の計上をもって積算を行ったものでございます。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費につきましては、一般的な管理経費でございます。こちらのほうにつきましても、財産区の管理員さん方の推薦委員会の費用を宮床と同様に見込んでございます。消耗品につきましては、予算・決算書の印刷等となっているものでございます。

2目財産管理費につきましては、直営林の整備等を行うということで、その費用につきまして計上させていただいているものでございます。

7節賃金につきましては例年行っております作業道等の刈り払いの経費、12節役務費につきましては直営林の災害保険13.62ヘクタールの分の計上となっているもので

ございます。

13節の委託料につきましては、除伐で5.91ヘクタールを見込んでいるものでございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、黒川地区林業普及推進協議会ほか3団体への負担金となっているものでございます。

166ページでありますけれども、3目森林総合研究所分収造林管理費につきましては、先ほど収入でご説明申し上げました壇ノ下地内の保育に要します費用の計上であります。

旅費につきましては、研究所との協議のための経費といたしているものでございます。

12節役務費につきましては、平成元年植栽の壇ノ下地区の保険料の計上であります。

13節委託料につきましては、全体で17.71ヘクタールの除伐作業委託に要します経費であります。

4目諸費でございますけれども、19節負担金補助及び交付金につきましては3財産区の連絡協議会への負担、28節繰入金につきましては一般会計への繰り出しといたしまして2団体への助成部分でございます、各種団体連絡協議会、吉田地区振興協議会への助成部分となっているものでございます。

予備費につきましては、宮床財産区同様5万円と見込んでいるものでございます。

続きまして、168ページをお願いしたいと思います。

議案第26号 平成26年度大和町落合財産区特別会計予算でございます。

歳入歳出予算につきましては、それぞれ520万7,000円と定めまして、内訳につきましては第1表とするものでございます。

171ページでございます。

まず、歳入でございますけれども、1款1項財産運用収入1目土地貸付収入でございますけれども、こちらにつきましては相川地区、報恩寺地区、松坂地区と3つの地区に貸し付けをいたしております収入の計上でございます。

2目利子及び配当金につきましては、基金の利子につきましてはの計上を見込んだものでございます。

2款1項基金繰入金につきましては、歳入歳出の差し引き部分を基金からの繰り入れによりまして対応しようとするものでございます。

3款繰越金以下につきましては、科目設定を行っているものでございます。

172ページ、歳出でございますけれども、1款1項管理会費につきましては、こち

らも管理委員7名に要する費用となっているものでございます。

2款1項総務管理費1目一般管理費につきましては、吉田・宮床財産区同様、推薦委員会費用の計上あるいは一般的な管理経費でございまして、印刷製本費につきましては予算書、決算書の印刷代となっているものでございます。

2目財産管理費19節につきましては黒川郡山火事防止推進協議会への負担金、3目諸費19節につきましては3財産区の連絡協議会への負担金、繰出金につきましては事務費部分で281万8,000円、事業費につきましては各種地域団体への一般会計を經由いたしましての助成といたしまして140万5,000円の計上と見込んでいるものでございます。

以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

教育総務課長菅原敏彦君。

教育総務課長 (菅原敏彦君)

それでは、175ページをお開きいただきたいと思います。

議案第27号 平成26年度大和町奨学事業特別会計予算についてであります。

第1条といたしまして歳入歳出予算でございます。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,166万9,000円と定めるものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、「第1表 歳入歳出予算」によるものとするものでございます。

それでは、178ページをお願いいたします。

歳入の部分でございます。

1款1項1目1節利子及び配当金につきましては、基金利子の科目設定でございます。

2款1項1目1節教育費寄附金につきましても科目の設定となっております。

3款1項1目1節奨学事業基金繰入金につきましては、平成26年度の奨学事業を運営するに当たりましての財源調整のための基金から繰り入れをするものでございます。

4款1項1目1節繰越金につきましては、見込み額の計上でございます。

5款1項1目1節預金利子につきましては、科目の設定でございます。

179ページにいきます。

5款2項1目1節奨学費貸付金元利収入につきましては、現年度分、過年度分合わ

せまして奨学金の貸与者92名、内訳ですが、現年度84名、過年度8名となっておりますが、これらの償還金を計上いたしてございます。

次のページをお願いいたします。

歳出の部分でございます。

1款1項1目事業費の21節貸付金につきましては、高校生4名、継続1名の新規3名、次に大学生30名、継続20名、新規10名で、新規、継続含めてでございますが、高校生、大学生に対します奨学金の貸付金の計上でございます。

2目事務費につきましては、奨学事業審議委員9名に要します経費の計上でありまして、1節報酬と9節費用弁償、それから奨学事業の事務に係ります経費等を計上いたしてございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長 長 （大須賀 啓君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

それでは、182ページをお願いいたします。

議案第28号 平成26年度大和町後期高齢者医療特別会計予算でございます。

平成26年度大和町の後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算でございます。第1条歳入歳出予算の総額は、それぞれ2億2,393万4,000円と定める。

2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

説明資料、186ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項につきましては、75歳以上の方々の保険料でございます。

1目の特別徴収保険料は年金天引き分で100%の収納、2目の普通徴収保険料は96%の収納で予算措置をしたものでございます。

2款使用料及び手数料につきましては、科目設定であります。

3款1項国庫補助金につきましては、後期高齢者医療制度円滑運営事業費補助金でございます。

4款繰入金1項一般会計繰入金の1目につきましては事務費の繰り入れ、2目は低

所得者の保険料軽減に充当するための繰り入れでございます。

187ページをお願いいたします。

5款繰越金につきましては、科目設定でございます。

6款諸収入につきましては、1項から3項までは科目設定でございます。

4項は、県後期高齢者連合会からの健康診断受託による受託事業収入でございます。

5項は科目設定でございます。

続きまして、歳出、188ページをお願いいたします。。

1款1項1目一般管理費は、後期高齢者医療会計業務に要する経費でございます。

11節需用費は、コピー代等の消耗品でございます。

12節役務費は、保険証更新時の郵送料等でございます。

13節委託料は、検診業務の委託料でございます。

2項徴収費につきましては、保険料徴収に要する経費でございます。

189ページをお願いいたします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、県後期高齢者医療広域連合への本町の保険料の納付金でございます。

3款諸支出金につきましては還付金等に備えての予算措置であり、平成24年度、25年度の実績に基づき計上しております。

4款は予備費ということでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

上下水道課長堀籠 清君。

上下水道課長 （堀籠 清君）

それでは、予算に関する説明書の194ページをお願いいたします。

議案第29号 平成26年度大和町下水道事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

第1条歳入歳出予算でございます。歳入歳出予算の総額は、それぞれ9億3,718万4,000円と定めるもの。

第2項の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるもの。

第2条債務負担行為につきましては、第2表によるもの。

第3条地方債につきましては、第3表によるもの。

第4条一時借入金の借り入れの最高額を2億円と定めるものでございます。

197ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為でございます。

平成26年度、水洗便所改造資金利子補給でございます。期間は平成27年度から平成29年度までとしまして、限度額を37万8,000円とするものでございます。

次に、水洗便所改造資金損失補償でございますが、期間を平成27年度から平成29年度まで、限度額は融資資金に係る未回収金額といたすものでございます。

198ページの第3表地方債でございます。

起債の目的ごとの限度額でございます。公共下水道事業債で240万円、資本費平準化事業債として1億円、流域下水道事業債として1億3,070万円、合計で2億610万円といたすものでございます。起債の方法、利率、償還方法につきましては、記載のとおりでございます。

明細書の200ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項1目下水道事業負担金でございますが、前年度までの賦課分の計上でございます。平成26年度におきます使用開始、新規の予定はございません。

2款1項1目下水道使用料につきましては、前年度比3%増の見込み額計上でございます。

2款2項1目下水道手数料につきましては、収入見込み額の計上でございます。

3款1項1目下水道費国庫補助金につきましては、補助事業費5,200万円の補助率2分の1の計上でございます。

201ページになります。

4款1項1目一般会計繰入金につきましては、水洗便所普及、水質規制等の管理費及び借入償還金等財源調整のため一般会計からの繰入金でございます。

5款繰越金及び6款1項1目預金利子につきましては、科目の設定でございます。

6款2項1目雑入につきましては、小鶴沢循環線の下水道維持管理費に対します宮城県環境事業公社からの補助金などの計上でございます。

7款1項1目下水道債は、建設事業に係る公共下水道債、資本費平準化債、流域下水道債の本年度予定額を計上したものでございます。

202ページの歳出でございます。

1款1項1目一般管理費につきましては、事務の一般管理経費のほか使用料金等の

賦課徴収費、水洗便所普及費、水質規制費及び施設の維持管理費などに要する費用の計上でございます。

主なものといたしまして、11節需用費につきましてはマンホールポンプの電気料、修繕料などがございます。修繕料につきましては、舗装修繕及びマンホールポンプなどの修繕に係る費用でございます。

12節役務費の通信運搬費につきましては、マンホールポンプ電気料、手数料につきましては使用料の徴収取り扱い手数料や污水管等の緊急清掃の手数料でございます。

13節委託料につきましては、料金算定業務等の水道事業への委託料、そのほか流域下水道の接続点17カ所及び特定事業所30カ所の水質調査及び下水道台帳作成業務や下水道マンホールポンプと排水管の清掃業務委託に要する費用でございます。

14節の使用料及び賃借料は、マンホールポンプ制御盤設置、これは柴崎地内に設置しているものでございますが、この土地の借上料でございます。

16節原材料費につきましては、マンホールのふた及び公共弁のふたなど、補修用材料購入費用の計上でございます。

203ページをお願いいたします。

19節の負担金でございます。吉田川流域下水道維持管理運営費につきましては、下水の予定排水量400万立方メートルと単価53.9円、これは消費税8%の計算でございますが、による予定額を計上したものでございます。仙台市下水道維持管理費につきましては宮城大学分を、大衡村維持管理費につきましては糸繰マンホールポンプ場の維持管理費の予定額を計上したものでございます。補助金の水洗便所改造資金利子補給金につきましては、融資あっせん予定分の利子補給でございます。

27節公課費につきましては、消費税及び地方消費税納付見込み額を計上してございます。

次に、1款2項の下水道建設費でございます。

1目の建設費につきましては、公共下水道単独事業費のほか補助事業費及び流域下水道建設負担金でございます。

歳出の主なものでございます。

11節の需用費につきましては、コピー代などの消耗品費でございます。

13節の委託料につきましては、補助事業によるマンホールポンプ11基につきましてはの長寿命化対策としての実施計画及び総合地震対策計画、これは認可面積が1,235.4ヘクタールでございますが、この計画策定業務に要する委託料でございます。

204ページをお願いいたします。

14節の使用料及び賃借料につきましては、下水道工事の積算システム2台でございますが、この機械借り上げ、リース料でございます。

15節の工事請負費につきましては、補助事業分といたしまして施設の長寿命化対策によるマンホールポンプ、箇所につきましては大崎と太田の第1、太田の第2、この3カ所の改築工事及び単独事業分といたしましては公共弁の設置3カ所を見込みましての工事費を予定してございます。

19節の負担金でございますが、鶴巣鳥屋地内の県道にかかります車橋のかけかえ工事に伴う下水道の圧送管の移設費でございます。この移設費につきましては、水道の配水管と一体的に整備を進めることとしまして、水道事業への負担金として措置を行うものでございます。また、吉田川流域下水道建設費につきましては、宮城県の中南部下水道事務所が整備する建設費に係る町村の負担金でございます。

2款1項公債費につきましては、平成26年度分の元金償還及び利子支払い額の計上でございます。

公共下水道につきましては以上でございます。

続きまして、212ページをお願いいたします。

議案第30号 平成26年度大和町農業集落排水事業特別会計予算についてでございます。

第1条の歳入歳出予算でございます。歳入歳出予算の総額は、それぞれ6,625万8,000円と定めるもの。

第2項歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

明細につきましては、215ページになります。

歳入でございます。

1款1項1目農業集落排水事業分担金であります。滞納繰り越し分の収入見込み額として計上をいたしてございます。

2款1項1目農業集落排水処理施設使用料につきましては、前年度並みの見込み額の計上といたしてございます。

3款1項1目農業集落排水事業費県補助金につきましては、維持管理に係ります県からの補助金として本年度の見込み額を計上いたしてございます。

4款1項1目一般会計繰入金につきましては、管理費充当分及び起債償還に係る繰り入れでございます。

216ページの5款繰越金、6款1項町預金利子につきましては、科目の設定といた

してございます。

次に、217ページの歳出でございます。

1款1項1目一般管理費につきましては、事務経費及び管渠とマンホールポンプ及びクリーンセンター処理場でございますが、これらの維持管理に要する費用の計上でございます。

主なものでございますけれども、11節の需用費につきましては、クリーンセンターやマンホールポンプに係る電気料及びポンプ場の修繕料でございます。

12節役務費の手数料につきましては、施設の機器点検業務手数料及び使用料の徴収取り扱い手数料でございます。

13節委託料につきましては、処理場の運転業務や汚泥処理、管路清掃、電気工作物の保安管理、メーター検針、料金算定業務に係る委託料でございます。

19節の負担金でございますけれども、県農業集落排水事業推進協議会負担金などでございます。

27節の公課費につきましては、消費税、地方消費税等の支払い見込み額でございます。

218ページの2款1項の公債費につきましては、平成26年度分の元金及び利子の償還予定額でございます。

農集排につきましては以上でございます。

続きまして、224ページをお願いいたします。

議案第31号 平成26年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計予算でございます。

第1条歳入歳出予算でございます。歳入歳出予算の総額は、それぞれ5,520万7,000円と定めるもの。

第2項につきましては、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

第2条の地方債につきましては、「第2表 地方債」によるもの。

227ページの第2表地方債の部分をお開き願います。

合併処理浄化槽整備事業の起債の限度額につきましては830万円とするものでございます。この起債の方法、利率、償還方法につきましては記載のとおりといたしてございます。

明細書の229ページをお開き願います。

歳入でございます。

1款1項1目合併処理浄化槽事業分担金につきましては、新たな設置による供用開

始の予定分10基分を見込んでございます。

2款1項1目合併処理浄化槽使用料につきましては、管理基数347件分の見込み額の計上でございます。

3款1項1目合併処理浄化槽事業費国庫補助金につきましては、補助金の本年度の収入見込み額につきまして計上をいたしてございます。

4款1項1目につきましては、管理費及び建設費、借入償還金に係る一般会計繰入金でございます。

230ページとなります。

5款の繰越金及び6款1項町預金利子につきましては、科目の設定でございます。

6款2項の雑入につきましては諸費税還付金であります。科目の設定といたしてございます。

7款1項町債につきましては、合併処理浄化槽費に係る借り入れ見込み額の計上といたしてございます。

231ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費につきましては、事務管理経費及び浄化槽維持管理に要する費用の計上でございます。

主なものでございますけれども、11節需用費のうち修繕料は浄化槽の軽微な修繕30カ所を見込んでの計上といたしてございます。

12節の役務費の手数料につきましては、合併処理浄化槽使用料を徴収するための取り扱い手数料や法定検査手数料でございます。

13節委託料につきましては、浄化槽の保守清掃点検や料金算定業務及びメーター検針業務に係る委託料でございます。

19節負担金につきましては、県合併処理浄化槽普及促進協議会への負担金でございます。

次に、1款2項1目の合併処理浄化槽建設費でございます。新規設置事業に係る費用の計上でございます。主なものでございます。

15節の工事請負費につきましては、新たな新設する設置工事に係るものでございまして、5人槽1基、7人槽8基、10人槽1基、合計10基といたしましての計上としてございます。

19節の補助金につきましては、合併処理浄化槽設置整備費につきましては、吉岡西部地区に対する浄化槽設置補助分といたしまして2基分の見込み額を計上してござい

ます。

次に、2款1項の公債費につきましては、平成26年度分の元金及び利子の償還予定額でございます。

合併浄化槽につきましては以上でございます。

次に、水道事業会計に移ります。

予算に関する説明書の238ページをお願いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

暫時休憩します。

再開は午後1時とします。

午前11時55分 休 憩

午後 1時00分 再 開

議 長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

上下水道課長堀籠 清君。

上下水道課長 (堀籠 清君)

それでは、下水関連の3つの事業まで説明終わりましたので、次に水道事業会計の説明に入らせていただきます。

予算に関する説明書238ページをお願いいたします。

議案第32号 平成26年度大和町水道事業会計予算についてでございます。

第1条、総則でございます。平成26年度大和町水道事業会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第2条の業務の予定量でございますが、給水戸数につきましては前年度微増の9,750戸を予定してございます。次に、年間総給水量及び1日平均給水量であります。年間総給水量につきましては341万5,800立方メートルであります。また、1日平均給水量につきましては、本年度の宮城県大崎広域水道からの受水契約水量の8割相当分として責任水量として9,360立方メートルを1日平均給水量といたしてございます。

第3条、収益的収入及び支出の予定額でございます。

収入は水道事業収益の合計額で9億101万5,000円、支出は水道事業費用の合計額で8億8,502万8,000円となり、収支差し引きで1,598万7,000円で黒字の収支予定額としております。

次に、239ページとなります。

第4条の資本的収入及び支出の予定額でございます。

収入は資本的収入の合計額で3億3,043万4,000円、支出は資本的支出の合計額で6億2,021万円の予定としてございます。

第4条の条文の括弧書きです。この予算で定める収入額が支出に対し不足する額2億8,977万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金2億3,877万6,000円及び減債積立金100万円、建設改良積立金5,000万円で補填することにいたしております。

第5条の企業債でありますけれども、起債の目的は中峰2号配水池耐震化事業に係るものでございまして、限度額を1億3,750万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

第6条、議会の議決を経なければ流用することができない経費につきましては、職員6名分の給与費を4,664万8,000円と定めるものであります。

第7条、他会計からの補助金であります。高料金対策等の補助金として一般会計から繰り入れ予定額を8億19万2,000円と定めるものでございます。

第8条、棚卸資産の購入限度額につきましては、2,000万円と定めるものでございます。

次に、予算に関する説明書の241ページから244ページまでにつきましては、収益的収支及び資本的収支の実施計画書となっております。

245ページ、お開きいただきます。

平成26年度大和町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。キャッシュ・フロー計算書につきましては、一事業年度の現金、預金等の状況を一定の活動区分別に表示した報告書でございます。本計算書につきましては、会計制度改正に伴いまして、これまで従来の資金計画書にかえましてキャッシュ・フロー計算書を添付いたしまして説明するものとなったものでございます。表示は円単位でございますけれども、千円単位で説明をさせていただきます。

1の営業活動によるキャッシュフローの当期純利益はマイナス2億9,499万9,000円ではありますが、平成26年度予定貸借対照表において見込まれる欠損金でありますけれども、平成26年度から適用される地方公営企業会計制度の改正に伴いまして、制度適

用以前の減価償却の調整後の額でございます。

非資金項目の調査の減価償却費は2億647万7,000円、引当金は268万4,000円で職員賞与に係るものでございます。

営業活動による資産及び負債の増減の資産の増減2,406万4,000円につきましては未収金の減額、あと負債の増減30億1,746万2,000円は未払金の減額と長期前受金、会計制度改正に伴う資産移行分の発生によるものでございまして、営業活動によるキャッシュフローの合計額は29億5,568万8,000円であります。

次に、2、投資活動によるキャッシュフローであります。建設改良費はマイナス1億4,195万円で償却資産の減額、投資活動による資産の増減はマイナス29億5,404万6,000円で制度改正に伴う資本剰余金の減、投資活動による負債の増減はマイナス6,130万8,000円で利益剰余金への振りかえ見込み額で、投資活動によるキャッシュフローの合計額はマイナスの31億5,730万6,000円の予定となっております。

3の財務活動によるキャッシュフローの企業債の発行につきましては1億3,750万円で平成26年度公営企業債の借入額、企業債の償還は8,405万円で平成26年度企業債の償還額であります。財務活動によるキャッシュフローの合計額は2億2,155万円でございます。

以上の内容であります。現金及び現金同等物の増加額は1,993万2,000円、現金及び現金同等物の期首の残高が2億1,904万1,000円、これは平成25年度予定貸借対照表の現金、預金の方でございます。現金及び現金同等物の期末残高は2億3,897万4,000円の予定となっております。これは平成26年度予定貸借対照表の現金、預金のものがございます。

次に、246ページをお願いします。

平成25年度末の水道事業予定貸借対照表であります。平成25年度決算見込み額による期末の予定額でございます。表示は円単位であります。1,000円単位で説明をさせていただきます。

なお、これまでにつきましては前年対比についての説明も申し上げておりましたけれども、平成26年度予算より適用するものとして公営企業会計制度が改正され科目の組み替えなどがあったことによりまして対比の説明ができない状況となっておりますので、その辺についてはご理解いただく存じます。

主な科目ごとの予定額であります。資産の部、1の固定資産は配水管や機械施設などの構築物の減価償却など及び無形固定資産、投資、その他資産の合計で61億1,584万8,000円を予定しております。

247ページの2の流動資産につきましては、現金・預金、未収金、有価証券、貯蔵品などでありますが、合計で6億2,810万円と予定しております。

資産の合計であります67億4,394万9,000円といたしております。

次に、負債の部でございます。

4の流動負債につきましては、未払金予定額、これは3月末締め決算となりますために、工事完成払金等が4月以降の支払いとなるための支払い額等の計上でございます。

(2)のその他流動負債の合計額で9,260万6,000円を予定しております。

次に資本の部ですが(1)自己資本金につきましては248ページまでの各資本金の合計額で21億3,932万9,000円といたしております。

(2)借入資本金であります、イの企業債の残高ですが12億7,286万4,000円といたしております。

資本金合計額は34億1,219万3,000円といたしております。

次に、6の剰余金ですが、資本剰余金は国庫補助金、受贈財産評価額、工事負担金、開発負担金が主なものでありますが、合計額で30億4,481万2,000円でございます。

(2)の利益剰余金につきましては、各種積立金及び当年度未処分利益剰余金で、合計額を1億9,433万6,000円といたしております。

資本金と剰余金を合わせました資本合計につきましては66億5,134万3,000円、負債・資本合計は67億4,394万9,000円を予定しております。

次に、249ページの平成26年度水道事業予定貸借対照表についてご説明を申し上げます。期末の予定額となります。

資産の部の1の固定資産であります、(1)有形固定資産、(2)無形固定資産、(3)投資その他資産の250ページの合計でありますけれども、60億5,132万2,000円を予定しております。

2の流動資産は、現金・預金、未収金、有価証券、貯蔵品であり、合計で6億2,396万8,000円、資産合計につきましては66億7,529万1,000円を予定しております。

負債の部は、3の固定負債、(1)企業債であります、これまで資本金の借入資本金として計上しておりましたが、会計制度の改正により平成26年度、今年度から負債に計上することとなったものでありまして13億2,631万4,000円の計上といたしております。

4の流動負債の(1)企業債、(3)引当金、5の繰延収益についても制度改正に伴う新たな計上ではありますが、これらの負債合計につきましては251ページになります。

すけれども46億716万6,000円といたしております。

次に、資本の部、6の資本金であります(1)自己資本金の繰入資本金、組入資本金は増加しておりますけれども、借入資本金の企業債を制度改正により負債に計上することとされたことなどによりまして、資本金合計は11億3,541万7,000円減の22億3,009万5,000円を予定するものでございます。

次に、7の剰余金であります(1)の資本剰余金につきましては制度改正により新たな科目として再評価積立金が計上され、また国庫補助金、受贈財産評価額、工事負担金、他会計負担金、開発負担金、その他資本剰余金が資本剰余金から負債の部の(1)の長期前受金、こちらのほうに計上となったことによりまして、資本剰余金の合計額はゼロとなっております。

(2)利益剰余金は各積立金の増減はありませんが、制度改正により二の当年度未処理欠損金については新制度適用以前の減価償却分を調整した額を計上したものでございまして、これらを含めた資本合計は20億6,812万4,000円となる予定であります。

負債と資本の合計66億7,529万1,706円につきましては、250ページの資産合計額と同額となっております。

次に、252ページをお開き願います。

平成25年度水道事業予定損益計算書についてでございます。

1の営業収益と2の営業費用における営業収支におきましては7,537万3,000円の営業損失となりますけれども、3の営業外収益と4の営業外費用における営業外収支におきましては1億3,674万7,000円の黒字となりまして、6,137万4,000円の計上利益を予定といたしております。

当年度純利益と前年度繰越利益剰余金を加えた当年度未処分利益剰余金につきましては、6,130万9,000円を予定額といたしております。

253ページをお願いいたします。

平成26年度水道事業会計予算内訳書についてご説明をいたします。

初めに、収益的収入及び支出でございます。

収入の1款水道事業収益であります。

1項1目給水収益は、水道料金及びメーター使用料を合わせて消費税を除いた増加分といたしまして約2.5%の増を計上いたしております。

2目の受託工事収益につきましては、鶴巣鳥屋地区の宮城県が実施する車橋かけかえ工事に伴います下水道の圧送管移設工事につきまして、これを水道の配水管移設工事と一体発注を行いたいというようなことから、下水道事業の受託工事費として計上

をいたしております。

給水加入金につきましては、250件分を見込んでおります。

3目のその他の営業収益はメーターの受信機、コードカバーなどの材売収益、手数料は給水工事の設計審査及び開栓の手数料などがございます。雑収益は、下水道料金等の徴収業務の受託料並びに消火栓維持管理費の計上でございます。

次に、2項営業外収益であります。

1目の一般会計補助金につきましては、高料金対策等の補助金であります。

2目は預金利子でございます。

254ページをお願いいたします。

3目の開発負担金につきましては、大規模な開発による負担金等はございませんので、民間アパートなどの建築者などからの見込み額の計上でございます。

4目長期前受金戻入であります。国庫補助金など減価償却見合い分の計上でございます。

5目雑収益は、第三者による給配水管の破損修繕費の収益などの分でございます。

次に、支出でございます。

主なものについて説明をさせていただきます。

1款水道事業費用の1項1目浄配水費につきましては、給料、手当、法定福利費の人工費は、損益勘定支弁職員分として5名分を計上しております。ほか1名分は、資本勘定支弁職員として資本的収支予算に計上いたしてございます。賞与引当金繰入額については、会計制度改正に伴う新たな科目としての計上でございます。賃金につきましては事務補助員12カ月分の賃金。

255ページになりますが、通信運搬費につきましては電話料及び専用回線料金など、保険料は公用車、建物、機械設備等の基準保険料によるものとなっております。委託料につきましては、メーター検針委託、大崎市水道部への水質検査委託、水道メーターの検定期間満了による交換業務委託などのほか、給水の開始・中止作業業務の委託を予定しております。動力費につきましては、宮床2号ポンプ場のほか8施設の動力電気料でございます。修繕費につきましては、給配水管の修繕、簡易水道施設修繕及び検満メーターの修理費用の計上でございます。受水費につきましては、宮城県大崎広域水道からの受水料金でございます。賃借料につきましては、水道料金システム、工事等設計積算システムなどコンピューター機器の借上料でございます。

次に、2目の受託工事費でございます。収入の1項、2項受託工事収益で説明をいたしました鶴巣鳥屋地内車橋かけかえ工事に係る下水道の圧送管移設工事費として下

水道事業からの受託料としての計上でございます。

3目の総係費であります。報酬につきましては、水道事業審議会の委員の12名分の報酬であります。委託料は水道事業庁舎の宿日直業務委託。

256ページの賃借料につきましては、吉田の八志田橋水管のN T T施設への添架の使用料となっております。

4目の減価償却費につきましては、建物、配水管などの構築物、機械及び装置その他固定資産の平成26年度償却分でございます。

5目及び6目は、棚卸資産減耗費とメーターの受信機、コードカバーなどの購入原価を計上いたしております。

2項の営業外費用となります。1目は企業債の利息、2目雑支出は第三者による給配水管の破損修繕費の計上でございます。

次に、257ページの資本的収入及び支出についてでございます。

まず、収入でございます。

1款の資本的収入1項1目企業債につきましては、中峰2号配水池耐震化の工事に係るもの、2項1目出資金につきましては、上水道の広域化事業及び旧簡易水道事業につきましては水道事業会計への一般会計出資金でございます。

3項1目国庫補助金につきましては、中峰2号配水池耐震化事業に係る補助事業費の補助率3分の1の計上でございます。

次に、支出でございます。

1款1項建設改良費1目配水管布設事業費の管工事費については、漏水事故の未然防止と管網構築の観点から計画的に配水管の布設がえ工事を実施するものでございます。予定箇所といたしましては、吉岡の東下蔵、上町及び鶴巢鳥屋の配水管布設がえ工事、また鳥屋地内の県道車橋かけかえ工事及び鶴巢の県道西川橋かけかえ工事に伴う水管の移設工事を予定するものでございます。

2目水道施設更新事業費につきましては、吉田西部のポンプ場の設備更新でございます。また、水道事業庁舎と中峰配水場における非常用自家発電装置の設置工事を予定しておりますが、これは本町の水道施設の最も重要な位置づけでありますので、3.11の教訓といたしまして不測の非常事態、長時間の停電時においても基幹の配水池から水道水の配水、送水状況につきましてデータ、テレメーターで確認できるようなそういった施設整備を行いながら災害を最小に食いとめる、抑える、そういった初動の対応が速やかに行えるような環境を整えようとするものでございます。

3目の上水道統合事業費の管工事費であります。根古・若畑簡易水道につきまし

て中峰の2号配水池から水道水を若畑の配水池に送水する送配水管の布設工事及び直接若畑の配水池まで吉田西部のポンプ場から直圧で行かないものですから、途中でそれを加圧し送水するポンプ場の用地取得に要する費用を計上いたしております。

4日の中峰2号配水池耐震化事業費の管工事費であります。配水池の耐震補強工事費及び緊急遮断弁2基の設置工事を計上してございます。

5日の簡易水道事業費の管工事費につきましては、漏水対策として根古・若畑、難波・金取南の配水管布設がえ工事を予定するものでございます。

6日の老朽管対策事業につきましては、吉田峯地区の山ノ神住宅の箇所ですが、その配水管の布設がえ工事を予定してございます。

7日営業設備費の量水器費につきましては、新設の水道メーター250個分の設置費を計上いたしております。

次に、2項1目企業債償還金につきましては、借入元金の支払い予定額を計上してございます。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

議長（大須賀 啓君）

これで説明を終わります。

日程第14「予算特別委員会の設置について」

議長（大須賀 啓君）

日程第14、予算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りします。

議案第21号から議案第32号までの各種会計予算については、議長を除く全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、議案第21号から議案第32号までの各種会計予算については、議長を除く全員をもって構成する予算特別委員会に付託の上審査することに決定しました。

ただいま予算特別委員会が設置されましたので、ここで委員長及び副委員長を選任したいと思います。

委員長、副委員長を選任するため、暫時休憩します。

午後 1 時 2 8 分 休 憩

午後 1 時 2 9 分 再 開

議 長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

予算特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので報告いたします。

委員長に中川久男議員、副委員長に大崎勝治議員が選任されました。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は6日の午前10時です。

午後 1 時 3 0 分 延 会